

第7期

赤井川村高齢者保健福祉計画

(平成30年度～平成32年度)



平成30年3月

赤井川村

○ 村 章



中の菱形は、赤井川村の赤を図案化したものであり、また、整然と区画された八つの形は近代的農業の限りない発展を意味しています。外形の円は、独特の盆地に囲まれた赤井川村の平和と団結を象徴したものです。菱形の緑は、近代的農業を意味し、外形の赤は村民の団結と協調により輝かしい未来を築かんとするエネルギーを象徴するものです。

○ 赤 井 川 村 民 憲 章

わたしたちは、余市川の清い流れ、緑豊かな山々に囲まれた「水清く・味覚^{あじ}豊かな・カルデラの里」赤井川の村民です。

わたしたちは、先人の開拓精神を受けつぎ、たくましく、未来にむかつて「住みよく・豊かな村」をつくるため、この憲章を定め、実行します。

- (あ)かるい家庭を築き、自然を大切にし豊かな村にします。
- (か)ルデラの里に強い心と体をつちかい、知性豊かな文化の村にします。
- (い)つも笑顔であいさつし、きまりを守る村にします。
- (か)いたく精神をうけつぎ、仕事にほこりもち、たくましく伸びゆく村にします。
- (わ)こうどの夢をはぐくみ、おもいやりの心で希望に輝く村にします。

(昭和61年12月23日制定)

第7期赤井川村高齢者保健福祉計画 目次

第1章 計画の基本事項	3
第1節 第7期計画策定の趣旨	
第2節 計画の位置づけ	
第3節 計画の期間	
第4節 計画策定の体制	
第2章 高齢者を取り巻く現状	5
第1節 高齢者数の将来推計	
第2節 高齢者の社会参加状況	
第3章 高齢者福祉サービス等の現状	8
第1節 高齢者福祉サービスの実施状況	
第2節 介護保険事業及び地域支援事業の実施状況	
第3節 地域包括支援センター	
第4章 高齢者保健福祉計画の推進	18
第1節 生活支援事業	
第2節 緊急通報サービス事業	
第3節 高齢者地域ケア推進事業	
第4節 養護老人ホーム	
第5節 その他の高齢者福祉事業	
第6節 保健サービス	
第7節 高齢者向け住宅	
第5章 介護保険事業及び地域支援事業	20
第1節 介護保険事業	
第2節 地域支援事業	
第6章 地域包括支援センター	23
第7章 その他の取り組みについて	24

◇参考資料◇

・赤井川村高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱

第1章 計画の基本事項

第1節 第7期計画策定の趣旨

高齢者保健福祉計画(老人保健福祉計画)は、介護保険事業計画と一体の計画として策定されていましたが、介護保険事業が平成21年度から後志広域連合を保険者として実施されているため、介護保険事業計画は後志広域連合で作成します。そのため、赤井川村高齢者保健福祉計画は前期計画と同様、後志広域連合が策定する介護保険事業計画と分離し策定することになります。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の根拠と位置づけ

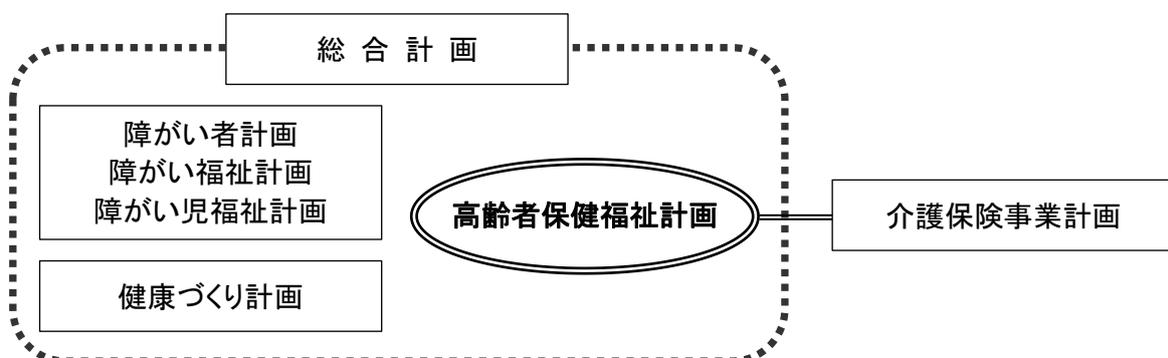
高齢者(老人)保健福祉計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の「市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。」の規定に基づき、法定計画として位置づけられております。

第6期高齢者保健福祉計画(平成27年度～平成29年度)の期間が終了するため、必要な見直しを加えた第7期高齢者保健福祉計画を策定いたしました。

2 関連計画との整合

高齢者保健福祉計画は、第4期赤井川村総合計画を上位計画として、高齢者福祉施策を推進するための計画と位置づけ、本計画に係る具体的な事業は総合計画の実施計画との調整を行って進めるとともに、後志広域連合が作成する介護保険事業計画との整合を図っていきます。また、障害者基本法、障害者総合支援法に基づく計画(赤井川村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)、健康増進法に基づく赤井川村健康づくり計画など、密接に係る計画等との整合を図っていきます。

図1-1 高齢者保健福祉計画策定のイメージ



第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 高齢者数の将来推計

今後、本村の総人口は減少していきますが、高齢者人口は引き続き増加し、平成32年度には、高齢化率は34.4%にまで上昇すると推計しています。

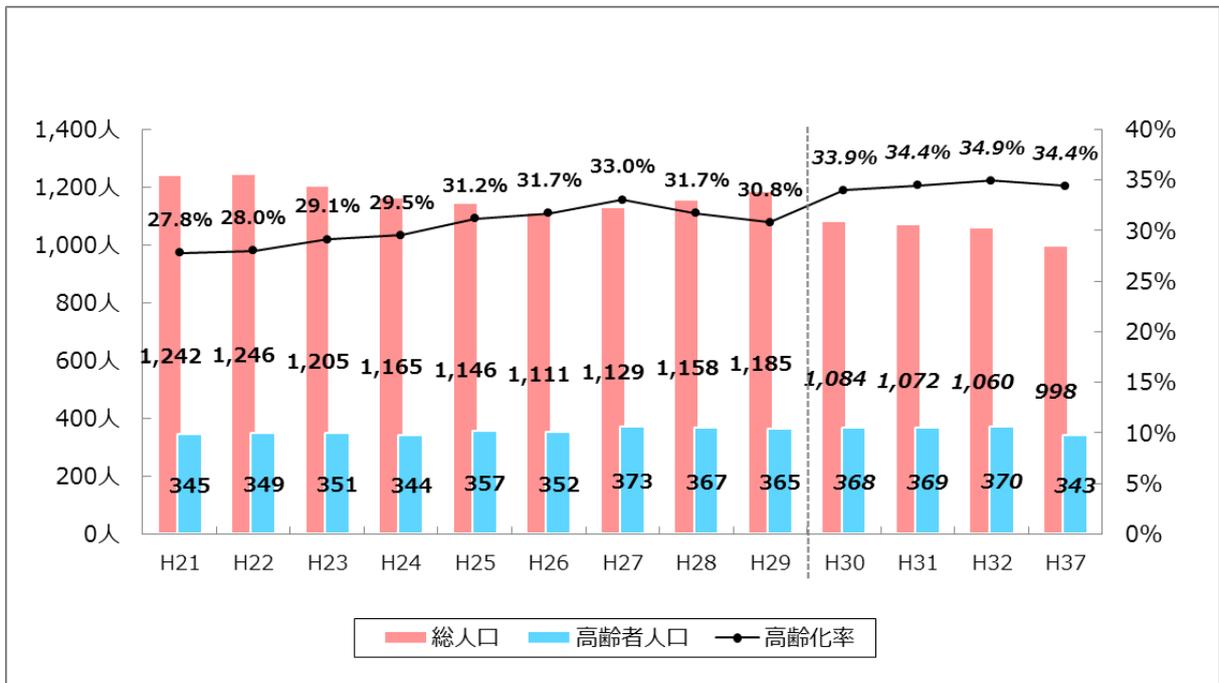
表2-1 赤井川村の総人口と高齢者人口の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	37年度
総人口	1,165人	1,146人	1,111人	1,129人	1,158人	1,185人	1,084人	1,072人	1,060人	998人
高齢者人口	344人	357人	351人	373人	367人	365人	368人	369人	370人	343人
高齢化率	29.5%	31.2%	31.6%	33.0%	33.0%	31.7%	30.8%	33.9%	34.4%	34.9%
75歳以上人口	196人	200人	192人	193人	197人	193人	192人	193人	194人	208人
65～74歳人口	148人	157人	159人	180人	170人	172人	176人	176人	176人	135人
40～64歳人口	414人	414人	389人	385人	381人	378人	368人	361人	355人	336人

※太字斜体は推計値

※平成24年度から28年度は実績値、29年度以降は推計値については、国勢調査の数値が基準。各年度の10月1日が基準日。

図2-1 赤井川村の総人口と高齢者人口の推移



※上記表2-1をもとに作成

第2節 高齢者の社会参加状況

1 社会参加の状況

現在村で取り組んでいる高齢者向けの社会参加の取り組みについて報告します。

(1) 老人クラブ

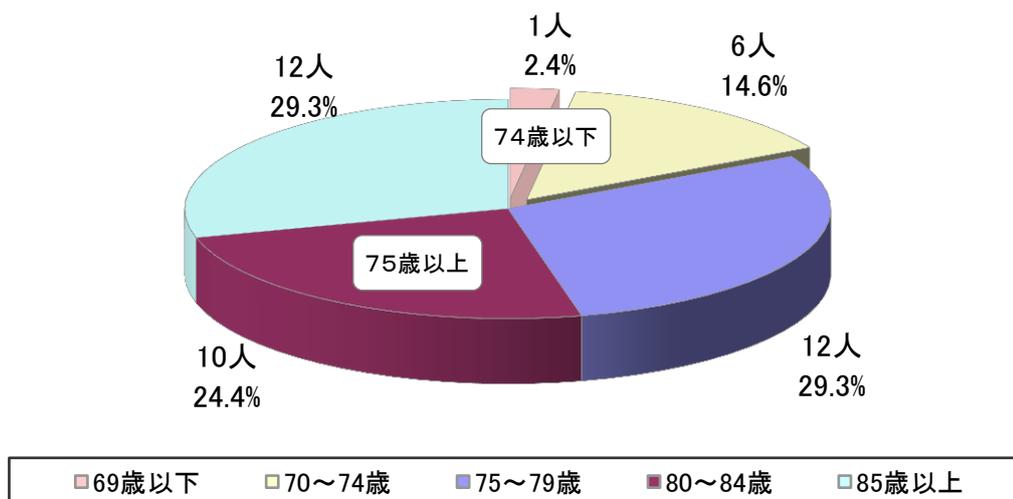
老人クラブは、「赤井川村悠楽会」があり、主な活動内容は、教養の向上や健康の増進、レクリエーション、ボランティア活動、地域社会との交流などの活動をしています。また、会員の高齢化・減少等の課題から、シニア層(定年後世代)・アクティブシルバー層(活動的な高齢者)の加入を促すため、活動の場を通じてのニーズ把握やPR活動をおこなっています。

表2-2 赤井川村悠楽会年代別会員数

	69歳以下	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
会員数	1人	6人	12人	10人	12人	41人

※平成30年1月現在

図2-2 赤井川村悠楽会 年代別分布



(2) 生涯学習

高齢者の生涯学習の場として、悠楽学園大学を毎月開催し、身近な生活・健康・福祉・趣味などについて学習するとともに、高齢者間の交流を図っています。

表2-3 悠楽学園大学受講者数

	27年度	28年度	29年度
受講者のべ人数	271人	315人	273人
修業証書授与者	39人	41人	41人(予定)

※29年度のべ人数は、平成30年1月現在

(3) スポーツ活動

高齢者対象のスポーツとして、ゲートボールやパークゴルフなどが盛んに行われており、健康づくり・体力づくり、そして、生きがいづくりや仲間との交流の場として、多くの高齢者が参加しています。

(4) 文化活動

住民の自主的な活動として、囲碁や将棋、カラオケなどがあります。仲間との情報交換や親睦を深めるなど、交流が図られています。

毎年11月に行われる赤井川村文化祭では、個人、グループホーム、デイサービス、高齢者サロンからの作品出展が見られます。

第3章 高齢者福祉サービス等の現状

第1節 高齢者福祉サービスの実施状況

1 生活支援事業

高齢者の自立した生活を確保するために、生活に必要な支援事業を次の通り行っています。(事業の一部は、介護保険法における地域支援事業に移行)

(1) 自立者生活支援事業

病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、居宅において自立した生活が営めるよう訪問介護員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行います。

(2) パートヘルパー派遣事業

要介護状態や病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、居宅での自立した生活を維持し、安心して生活が営めるよう援助することを目的に、パートヘルパーの派遣を行います。

(3) 生きがいデイサービス事業

病弱等の理由により日常生活を営むのに何らかの支援が必要である概ね65歳以上の方に対し、赤井川村デイサービスセンターにおいて、日常生活訓練、趣味活動等必要なサービスの提供を行います。

(4) 高齢者冬期間生活支援助成金事業

高齢者が冬期間安心して生活ができるよう、自宅玄関口から除雪路線までの取り付け私道等の距離が50m以上ある方に対し、除排雪に要する経費について助成金を交付します。

※本事業は、平成28年度より「在宅高齢者除雪支援助成金事業」と統合されました。

2 緊急通報サービス事業

在宅のひとり暮らし、または、ひとり暮らしに準じる高齢者に緊急通報装置を貸与し、24時間体制で見守りを行う事業です。

3 高齢者地域ケア推進事業

在宅高齢者の福祉の向上を図ることを目的に、各種在宅福祉サービスを提供しています。事業の運営は社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会に委託しています。

(1) 電話サービス

ひとり暮らしや病弱等により日常生活に何らかの不安を抱える高齢者に対し、電話による安否確認や相談、話し相手を行います。

(2) 布団乾燥サービス

傷病等の理由により寝具の衛生管理等が困難な方に対し、衛生面に配慮した生活がおくられるよう布団乾燥機による寝具の乾燥消毒を行います。

(3) 除雪サービス

高齢等のため除排雪の労力確保が困難な方を対象に、現に居住している居宅部分の屋根の雪下ろし等を行います。

※本事業は、平成28年度より「在宅高齢者除雪支援助成金事業」と統合されました。

表3-1 高齢者福祉サービスの実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立者生活支援事業	11人 のべ 96回	10人 のべ 167回	8人 のべ 92回
パートヘルパー派遣事業	—	—	1人 のべ 7回
生きがいデイサービス事業	4人 のべ 164回	6人 のべ 281回	6人 のべ 232回
高齢者冬期間生活支援助成金事業	8世帯		
緊急通報サービス事業	28世帯	26世帯	21世帯
高齢者地域ケア推進事業 (電話サービス)	7世帯 のべ 564回	26世帯 のべ 502回	世帯 のべ 回
高齢者地域ケア推進事業 (布団乾燥サービス)	—	—	—
高齢者地域ケア推進事業 (除雪サービス)	28世帯 のべ 128回		
在宅高齢者除雪支援助成金事業		25 世帯	26世帯

※平成29年度の数値は、平成30年1月現在

※除雪サービス事業と高齢者冬期間生活支援助成金事業は、平成28年度より在宅高齢者除雪支援助成金事業として統合され、村直営で実施。

4 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境及び経済上の理由で、家庭での生活が困難な高齢者を対象に、介助や家事など身の回りの世話を行う施設です。本村には施設はありませんが、近隣市町村への入所により必要な支援を行っています。

表3-2 養護老人ホーム入所者数

平成27年度	平成28年度	平成29年度
3人	3人	2人

※平成29年度の人数は、平成30年1月現在

5 その他の高齢者福祉事業

(1) 敬老年金

長寿を祝い敬老思想の高揚と福祉の向上に寄与するため、村内に1年以上住所を有している70歳以上の方に対し、支給しています。また、満100歳に達した方に対し、お祝状の授与及び長寿祝金を支給しています。

(2) 福祉灯油

12月1日現在において本村に居住している低所得で70歳以上の高齢者・寡婦・心身障害者の世帯に対し、灯油等の暖房費の一部を助成しています。

(3) 赤井川村保養センター(赤井川カルデラ温泉)福祉パスポート

65歳以上の方及び身体障害者に対し、心身の回復・福祉の向上を図ることを目的として、福祉パスポートを交付しています。また、福祉パスポート保持者に福祉入館券を配布することで、無料入浴の機会を提供しています。

(4) 赤井川カルデラ温泉無料送迎バスの運行

毎月、第2・第4木曜日に村内一円の停留所を巡る、赤井川カルデラ温泉行きの無料送迎バスを運行しております。

(5) 補聴器購入費補助

本村に居住する高齢者のうち、難聴のため補聴器を必要とする方に対し、補聴器の購入費に対し、予算の範囲内で補助を行います。

表3-3 その他高齢者福祉事業の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
敬老年金	271人	268人	264人
敬老会77歳以上	81 / 180人	82 / 178人	75 / 173人
福祉灯油	53世帯	21世帯	18世帯
福祉パスポート	19人	19人	16人
福祉入館券	のべ 21,306人	のべ 19,463人	のべ 15,222人
無料送迎バスの運行	のべ 272人	のべ 252人	のべ 217人
補聴器購入費補助	0人	0人	0人

※平成29年度の数値は平成30年1月現在

6 保健サービス

(1) 訪問指導

生活習慣病の予防、介護予防の観点から保健サービスと医療福祉等のサービスとの調整を図り、個々のケースで柔軟に対応し、健康管理と自立した生活が送られるように訪問指導を行っております。

(2) 健康教育

生活習慣病の予防、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより「自分の健康は、自分で守る」と

いう認識と自覚を高め、赤井川村保健推進員協議会や赤井川村食生活改善推進員会等と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進しています。

(3) 健康相談

生活習慣病の予防のための「重点健康相談」や対象者の心身の健康に関する一般的事項についての「総合健康相談」を実施し、個別の生活に応じた健康づくりの支援を行っております。

(4) 基本健康診査等

自らの健康を見直すことのできる事業で今後も事業の推進を図ります。また、各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん)についても早期発見、早期治療を目的とし、健診受診率の向上を図っております。

(5) 予防接種支援

65歳以上の方(一部、60歳以上65歳未満の内部障害をお持ちの方)に対し、村独自でインフルエンザワクチンの予防接種を円滑に実施するための支援を行っております。また、高齢者肺炎球菌ワクチンについては国の基準に基づき、定期予防接種として受診支援、助成を行っております。

(6) 障がい者口腔指導事業

介護職員が口腔機能向上を図る技術を学ぶことを目的として実施し、併せてデイサービスセンター利用者の口腔機能の向上を図っております。

表3-4 保健サービス事業の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問指導	184人	141人	133人
健康教育	137人	161人	132人
基本健康診査等	268人	240人	229人
高齢者インフルエンザワクチン接種	210人	224人	203人
肺炎球菌ワクチン接種	27人	33人	30人
障がい者口腔指導	14人	12人	14人

※一部の事業は、全住民対象事業の実績。平成29年度は、平成30年1月現在

7 高齢者向け住宅

住宅を必要としている方に対し、住宅を貸与しその生活の安定と高齢者福祉の向上に寄与することを目的としています。しかしながら、村営住宅では約3割が、村有住宅では大半の住宅が耐用年数を経過していることから、現在策定中の「公営住宅等長寿命化計画」で建替や住宅環境改修を検討しています。

(1) 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)

60歳以上の方が地域の中で自立して安全で快適な生活ができるように、福祉施設と住宅施設の連携をめざした村営住宅等です。この住宅は、入居者の身体状況を考慮したトイレ、浴室等の設備と、緊急通報システム設置などの安全面に配

慮した集合住宅になっております。入居対象は、単身高齢者、高齢者のみの世帯、高齢者夫婦世帯などです。生活援助員(住宅戸数30戸に対し1人が標準)が配置されていて、入居者の生活指導・相談、緊急時の対応などを行います。

(2) 寿住宅

高齢者住宅として、住宅を必要としている方(家庭の事情で家族と別居を必要とする場合を含む)に対し、生活の安定と高齢者福祉の向上に寄与することを目的としています。

表3-5 高齢者福祉サービスの実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
高齢者世話付住宅	10/10戸	10/10戸	10/10戸
寿住宅	4/8戸	3/8戸	1/8戸

※(入居戸数)/(実戸数)を表しています。平成29年度は平成30年1月現在

第2節 介護保険事業及び地域支援事業の実施状況

平成21年度より介護保険事業(地域支援事業含む)については、後志広域連合が保険者となり事業を実施しており、第7期計画においても、引き続き、後志広域連合が実施します。

1 介護保険事業

(1) 要支援・要介護認定者数の推計

平成29年度より、介護予防・生活支援サービス事業が開始されました。これにより、要支援認定を経ず(「基本チェックリスト」を施行)、村が提供するサービスを利用する高齢者を「事業対象者」とし、項目を追加しております。

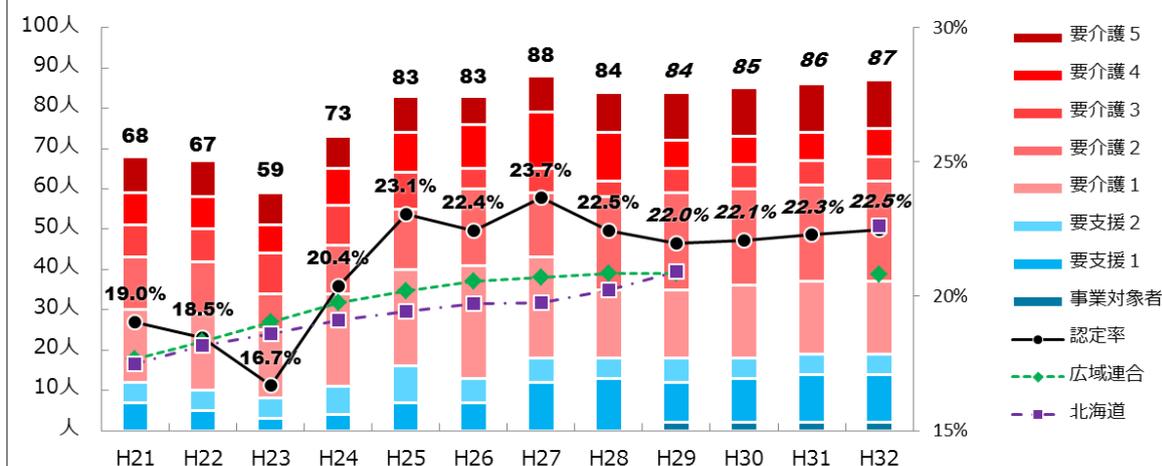
表3-6 年度別要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
事業対象者						2人	2人	2人	2人
要支援 1	3人	6人	5人	6人	6人	10人	11人	12人	12人
要支援 2	6人	7人	6人	7人	7人	6人	5人	5人	5人
要介護 1	21人	24人	25人	25人	25人	17人	18人	18人	18人
要介護 2	12人	15人	19人	20人	21人	24人	24人	24人	25人
要介護 3	9人	9人	7人	7人	8人	6人	6人	6人	6人
要介護 4	10人	10人	10人	10人	11人	7人	7人	7人	7人
要介護 5	8人	8人	8人	9人	9人	12人	12人	12人	12人
計	69人	79人	80人	84人	87人	82人	83人	84人	85人
認定率	20.1%	22.1%	22.8%	23.7%	24.4%	25.3%	22.0%	22.1%	22.3%

※斜体太字は推計値

※平成24年度から28年度は実績値、29年度以降は推計値。各年度末日が基準日

図3-1 年度別要支援・要介護認定者・事業対象者数及び認定率



※認定率については、高齢者人口に対しての認定者数

(2) 介護サービス給付等対象サービスの利用状況(1ヶ月あたり利用者数)

本村で提供されているサービスの1ヶ月あたりの利用者数の実績と推移です。通所介護については、平成28年度から地域密着型サービスに、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、平成28年度から地域支援事業の介護予防・生活サービス事業へ移行いたしました。

図3-7 介護サービス給付日の利用人数(介護予防サービス)

【介護予防】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平31年度	平成32年度
介護予防サービス						
介護予防訪問介護	1.2	1.6	1.2	1.3	1.3	1.3
介護予防訪問入浴介護						
介護予防訪問看護	1.2	1.6	1.2	1.3	1.3	1.3
介護予防訪問リハビリテーション						
介護予防居宅療養管理指導						
介護予防通所介護	4.8	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
介護予防通所リハビリテーション						
介護予防短期入所生活介護						
短期入所療養介護(介護老人保健施設)						
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)						
介護予防福祉用具貸与	0.3		0.3	0.3	0.3	0.3
特定介護予防福祉用具購入費	0.1		0.1	0.1	0.1	0.1
介護予防住宅改修	0.4	0.1	0.4	0.3	0.3	0.3
介護予防特定施設入居者生活介護						
地域密着型(介護予防)サービス						
介護予防認知症対応型通所介護						
介護予防小規模多機能型居宅介護						
介護予防認知症対応型共同生活介護						
介護予防地域密着型通所介護						
介護予防支援	6.2	2.8	3.0	2.8	2.9	2.9

※小数点の関係で合計と各項目を合算した数字が異なる場合があります。斜体は推計値

図3-8 介護サービス給付日の利用人数(介護サービス)

【介護サービス】	単位:人					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平31年度	平成32年度
居宅サービス						
訪問介護	34.4	28.4	34.4	32.4	32.4	32.4
訪問入浴介護						
訪問看護	3.3	2.4	3.3	3.0	3.0	3.0
訪問リハビリテーション						
居宅療養管理指導	0.2	0.8	0.2	0.4	0.4	0.4
通所介護	22.0	4.3	22.0	16.1	16.1	16.1
通所リハビリテーション		0.7	0.8	0.7	0.7	0.7
短期入所生活介護	2.6	2.1	2.6	2.4	2.4	2.4
短期入所療養介護(介護老人保健施設)						
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)						
福祉用具貸与	14.4	1.6	14.4	10.1	10.1	10.1
福祉用具購入費	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
住宅改修費	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
特定施設入居者生活介護		2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
夜間対応型訪問介護						
地域密着型通所介護		17.2	17.0	17.2	17.1	17.1
認知症対応型通所介護						
小規模多機能型居宅介護						
認知症対応型共同生活介護	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
地域密着型特定施設入居者生活介護						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
看護小規模多機能型居宅介護						
施設サービス						
介護老人福祉施設	7.6	10.0	7.6	8.4	8.4	8.4
介護老人保健施設	10.3	5.9	10.3	8.8	8.8	8.8
介護療養型医療施設	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
居宅介護支援	35.0	30.4	35.0	33.5	33.5	33.5

※小数点の関係で合計と各項目を合算した数字が異なる場合があります。斜体は推計値

2 地域支援事業

高齢者が要支援状態及び要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態及び要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、次の事業を実施しています。

また、関係機関との連携により、ケースに関する情報の共有化を図り、適切な指導を行っています。

(1) 介護予防事業

ア 二次予防事業

要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象に、心身の状態の維持改善と悪化防止のため実施する事業ですが、対象者がごく少数であったことから、一般高齢者と共に一次予防事業として実施しています。平成28年度より介護予防・生活支援サービス事業へ移行され、訪問型サービスや通所型サービスを提供しています。

イ 一次予防事業

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、高齢者の日常生活に欠くことのできない様々な情報をわかりやすくお伝えすると共に、「昔の若人おしゃべりサロン」をはじめ、各種団体・関係機関の協力を得な

がら、活動の場を提供しています。平成28年度より、一般介護予防事業に名称が変更しました。

表3-9 介護予防事業の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
元気はつらつ教室			
開催回数	8回	8回	3回
参加者数	21人 のべ 123人	19人 のべ 100人	12人 のべ 20人
昔の若人おしゃべりサロン			
開催回数	5回	12回	9回
参加者数	21人 のべ 99人	39人 のべ 270人	19人 のべ 192人
救急医療情報キット			
保有者数	105人	96人	101人

※平成29年度は平成30年1月現在

(2) 包括的支援事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的に、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業権利擁護事業、包括的・継続的なケアマネジメント支援事業を実施しています。

(3) 任意事業

介護給付等費用適性化事業、家族介護支援その他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援を行うため、必要な事業を実施しています。

ア 家族介護支援事業

高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的に、次の事業を実施しています。

(ア) 家族介護教室

家庭において家族を介護する者が、より安心して介護ができるよう、要介護者を極力ねたきりにさせないように配慮しつつ、適切に介護の知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法を習得することで、介護についての精神的・肉体的負担の軽減を目的としています。

(イ) 家族介護慰労金

市町村民税非課税世帯の要介護4又は要介護5の在宅高齢者が、1年間介護サービスの利用がなく(1週間までのショートステイの利用は除く。)、かつ、長期入院(概ね3月か以上)をせずに在宅で過ごした場合、その高齢者を在宅で介護している家族に対し、慰労金を支給しています。第6期計画期間中の対象者はありませんでした。

イ その他事業

地域の実情に応じた独自のサービスを実施します。

(ア) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者等による民法で定める成年後見制度の利用を支援することにより、対象者の権利擁護に役立っています。

(イ) 地域自立生活支援事業

シルバーハウジングに居住する高齢者に対し生活援助員を派遣し、入居者が自立し安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を援助しています。

表3-10 包括的支援事業・任意事業の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度			
相談受付件数	1件	0件	0件
利用支援件数	1件	1件	0件
家族介護教室	—	—	1回(予定)
家族介護慰労金	0件	0件	0件
地域自立生活支援	随時	随時	随時

※平成29年度は平成30年1月現在

第3節 地域包括支援センター

1 地域包括支援センター

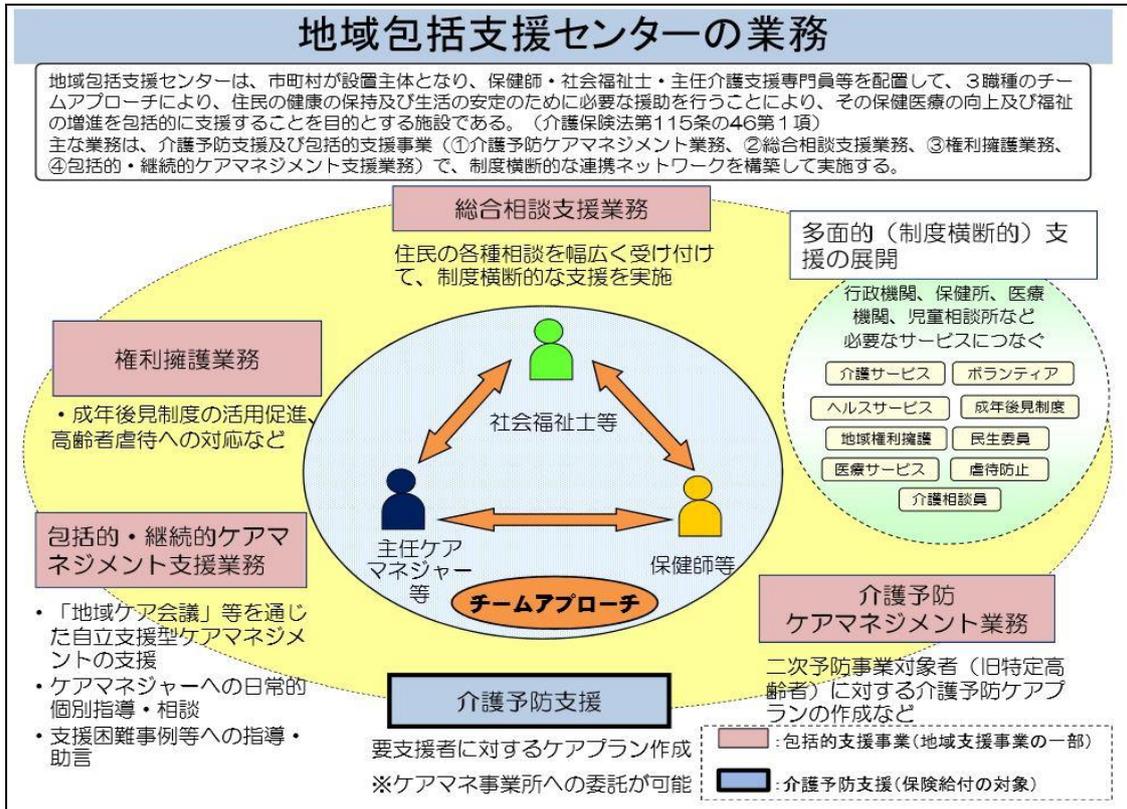
介護保険法の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送ることを支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することを目的に、平成19年4月1日から村直営で設置、運営しています。平成29年7月1日より、事業運営は委託され、継続的に運営を行っております。また平成30年度からは、図3-2の業務に加え、新たに2つの事業を開始・推進してまいります(第6章参照)。

表3-11 地域包括支援センター 職員体制

職種	H27年度	H28年度	H29年度
所長(社会課長兼務)	1名	1名	
保健師(保健福祉係兼務)	1名	1名	
介護支援専門員	—	1名	
事務職(介護保険係兼務)	1名	1名	
所長(主任介護支援専門員)			1名
社会福祉士(介護支援専門員)			1名
社会福祉主事			1名

※基準日:年度末日

図3-2 地域包括支援センターの業務



※厚生労働省資料より

第4章 高齢者保健福祉計画の推進

第4期赤井川村総合計画～わたしの赤井川2025プラン～では、「健やかで安心して暮らせるあかがわ」を第2章に位置づけ、その中で高齢者支援について、下記の10項目を高齢者福祉の基本計画としています。

平成27年度介護保険法改正において、行政の役割は「サービスをつくる」から「地域をつくる」へ移行され、赤井川村でも平成30年度より「生活支援体制整備事業」を推進し、行政主体から住民主体による「活動の支援」や「資源の発見」を中心としていきます。

しかしながら、本村のサービスは不足している状況があります。また、高齢者数も増加傾向にあることから、引き続きサービスの充実や開発を図る必要があります。また、今期計画策定に向けて実施した「第7期高齢者保健福祉計画策定におけるアンケート調査」の結果からも、「健康面」「除雪」「自分や家族の介護」「移動手段」「買い物」などの不安を抱えているとの回答が高くなっています。

上記の状況を踏まえ、今後も高齢者が住み慣れた地域で、より活動的・積極的に毎日を過ごすことができることを目標として、本村の高齢者保健福祉を推進していきます。

(参考)第4期赤井川村総合計画における高齢者支援の施策体系

- (1) 生きがい施策の推進
- (2) 高齢者の健康の維持・増進
- (3) 高齢者の暮らしの支援
- (4) 高齢者にやさしい村作りの推進
- (5) 介護保険サービスの提供
- (6) 介護予防・生活支援サービスの提供
- (7) 地域リハビリテーション活動支援事業の実施
- (8) 在宅医療・介護連携推進事業の実施
- (9) 生活支援体制整備事業の実施
- (10) 認知症総合支援事業の実施

第1節 生活支援事業

高齢者の自立した生活を確保するために、生活に必要な支援事業を実施していきます。介護保険法改正により、一部が事業を地域支援事業へ移行されています。

- ・自立者生活支援事業(移行) → 訪問型サービス(一部)
- ・パートヘルパー派遣事業(移行) → 訪問型サービス(一部)
- ・生きがいデイサービス事業(移行) → 通所型サービス(一部)
- ・在宅高齢者除雪支援助成金事業

第2節 緊急通報サービス事業

在宅のひとり暮らし、またはひとり暮らしに準じる高齢者に、緊急通報装置を貸与します。

第3節 高齢者地域ケア推進事業

事業の運営は社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会に委託し、引き続き実施します。なお、利用者の減少が大きいことから、事業効果を見極めながら継続について検討を進めます。

- ・電話サービス
- ・布団乾燥サービス

第4節 養護老人ホーム

養護老人ホーム入所にかかる支援を、今後も継続します。

第5節 その他の高齢者福祉事業

次の事業については、今後も引き続き実施します。

- ・敬老年金
- ・福祉灯油
- ・赤井川村保養センター(赤井川カルデラ温泉)福祉パスポート
- ・赤井川カルデラ温泉無料送迎バスの運行

コミュニティバスの運行については村総合計画においても直近の課題となっ
ています。現在、温泉無料送迎バスの運行は月2回ですが、関係部署・機
関と連携を取りながら、事業の充実を図る必要があります。

- ・補聴器購入費補助

第6節 保健サービス

高齢者に特定した事業は実施していませんが、今後も保健担当部署と連携し、事業を実施していきます。

- ・訪問指導
- ・健康教育
- ・健康相談
- ・基本健康診査等
- ・予防接種支援
- ・障がい者口腔指導事業

第7節 高齢者向け住宅

住宅を必要としている方に対し、住宅を貸与しその生活の安定と高齢者福祉の向上に寄与することを目的に、公営住宅等の整備に連動させて、高齢者向け住宅の整備を引き続き検討し実施します。悠友団地においては、入居希望状況を把握し、計画的な建設を図ることとしています。今後、平成31年度までに6棟40戸の北海道ユニバーサルデザイン仕様の長寿社会対応設計の村営住宅を建設する計画となっています。しかしながら、高齢者の所得及び世帯構成、身体状況に応じた住まいの確保が求められています。

第5章 介護保険事業及び地域支援事業

第1節 介護保険事業

平成21年4月より介護保険事業は後志管内 16 町村で行政事務を共同処理する「後志広域連合」を保険者として実施しております。介護保険事業の実施主体は、後志広域連合となりますが、本村では引き続き窓口での相談や申請書等の受付業務及び受付した申請書等や各種資料の後志広域連合への進達などを行います。

また、本村(構成町村)と後志広域連合での業務分担は、次のとおりとなります。

1 被保険者資格管理事務

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
<ul style="list-style-type: none">・住民情報の提供・被保険者異動届(転入・転出・死亡等)に係る窓口事務・その他被保険者の各種届出等に係る窓口事務	<ul style="list-style-type: none">・被保険者証の交付・被保険者台帳の管理・審査支払機関(国保連)への資格情報の伝達・被保険者証の再交付

2 介護認定事務

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
<ul style="list-style-type: none">・介護認定申請の受付・介護認定調査・主治医意見書の作成依頼・1次判定・居宅介護支援事業所等への情報提供	<ul style="list-style-type: none">・認定審査記録の管理・認定審査結果の通知(被保険者・構成町村)

3 保険給付事務

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
<ul style="list-style-type: none">・被保険者、家族からの相談業務・各種申請書の受付・給付申請書の受付(償還払い)・社会福祉法人減免の措置	<ul style="list-style-type: none">・介護給付費の支払・現物給付、償還払いに係る審査、支払・利用者負担額の減免に係る認定事務

4 減免

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
<ul style="list-style-type: none">・各種申請書の受付	<ul style="list-style-type: none">・利用者負担額の減免に係る認定事務・利用者負担額の減額・免除(災害による軽減)

5 地域密着型サービス等事業者の指定

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
	<ul style="list-style-type: none">・指定(変更)申請の受理、審査・事業者の指定、届出、公示・事業者への報告、勧告、命令、指定取り消し・日常生活圏域の設定・地域密着型サービス運営協議会の設置

6 指定介護予防支援事業の指定

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定(変更)申請の受理、審査 ・事業者の指定、届出、公示 ・事業者への報告、勧告、命令、指定取り消し

7 サービス情報報告

赤井川村で行う事務	後志広域連合で行う事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス情報の報告

第2節 地域支援事業

平成27年の介護保険法改正を受け、地域支援事業は大幅に再編されました。赤井川村でも平成28年度より地域支援事業の改編を行いました。今後も地域の実情に応じた事業を実施してまいります。

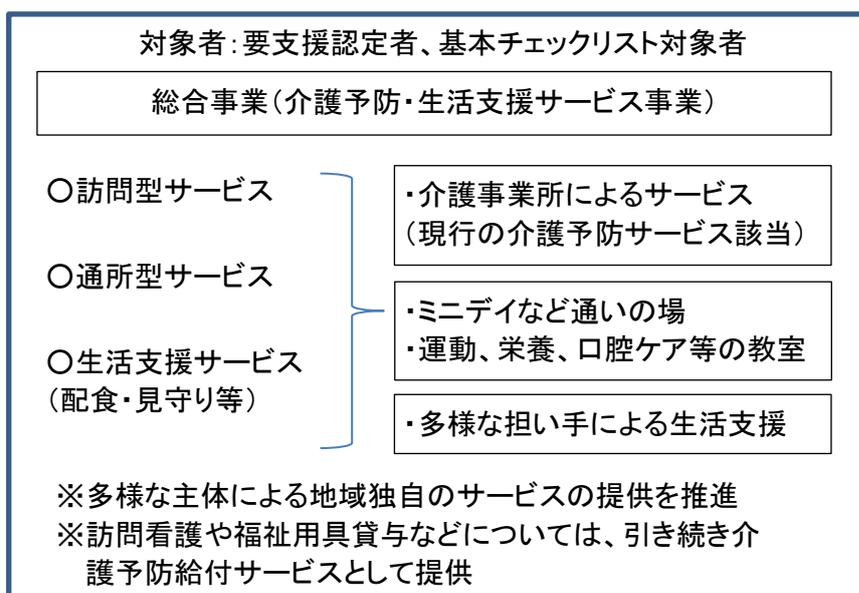
1 介護予防・日常生活支援総合事業

一次予防事業・二次予防事業としていた介護予防事業を区分せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から見直されました。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

制度改正前の要支援者に相当する方に対し、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントを実施します。これに伴い、要支援の方のデイサービスやヘルパーの利用が予防給付によるサービスから移行します。現行相当のサービスに限らず、高齢者自身やボランティア、専門職など様々な方が提供者となります。

図5-1 介護予防・生活支援サービスの概要



(2) 一般介護予防事業

第1号被保険者の全てと、その支援活動に関わる方が対象となります。高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進すると共に、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。現行の「元気はつらつ教室」「昔の若人おしゃべりサロン」が該当します。これらは現在、赤井川村地域包括支援センターが窓口となって行っています。

2 包括的支援事業

平成27年度の介護保険法の改正により、総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援に加え、地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が追加されました。

赤井川村では、全体の運営管理を統括します。さらに事務運営について、地域ケア会議の開催・生活支援サービス体制整備については赤井川村が、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進については赤井川村地域包括支援センターが窓口となって推進してまいります。

3 任意事業

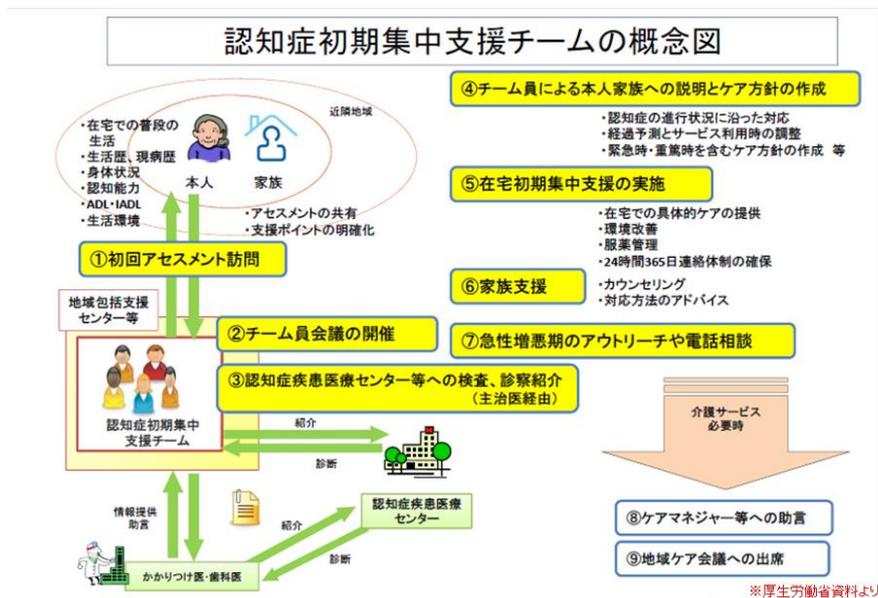
前期計画に引き続き、家族介護教室、家族介護慰労金、成年後見制度利用支援事業、シルバーハウジング生活援助員派遣事業に加え、認知症高齢者見守り事業、介護者交流会の開催、認知症サポーター養成事業、介護サービスの質の向上に資する事業などを実施してまいります。

第6章 地域包括支援センター

今計画期にあたる平成30年度からは、生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組み、全市町村で在宅医療・介護連携支援センターの開設や認知症施策として認知症初期集中支援チームの設置など、地域医師会や専門医療機関との連携体制の構築を推進していくこととなります。

地域包括支援センターは、地域包括ケアの推進役としての役割がますます高まり、高齢化の進展、相談件数の増加などに伴い業務量が増加し、実施体制の確保が課題となっておりますが、地域の実情を的確に把握し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図る取り組みを行います。

赤井川村では29年7月1日より、地域包括支援センター業務を委託し運営しております。赤井川村では、支援センター業務の運営管理を行いながら、支援センターの事業について連携してまいります。



在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、都市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を都市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

<p>(ア) 地域の医療・介護の資源の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査 結果を関係者間で共有 	<p>(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報共有シート、地域連携バス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用 	<p>(キ) 地域住民への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象としたシンポジウム等の開催 パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発 在宅での看取りについての講演会の開催等
<p>(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療・介護関係者等が参加する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討 	<p>(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。 	<p>(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討
<p>(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進 	<p>(カ) 医療・介護関係者の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実践を習得 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等 	

※厚生労働省資料より

第7章 その他の取り組みについて

1 高齢者の権利を守る取り組み

高齢者が地域で自分らしい生活を継続するためには、高齢者の持つ権利を守ることが必要となります。赤井川村では、本計画中に高齢者・障がい者虐待防止・対応マニュアルを作成し、高齢者・障がい者虐待に対する防止や、万が一虐待が発生した場合の対応方法や支援体制を示すことで、高齢者・障がい者虐待のない村づくりを目指してまいります。

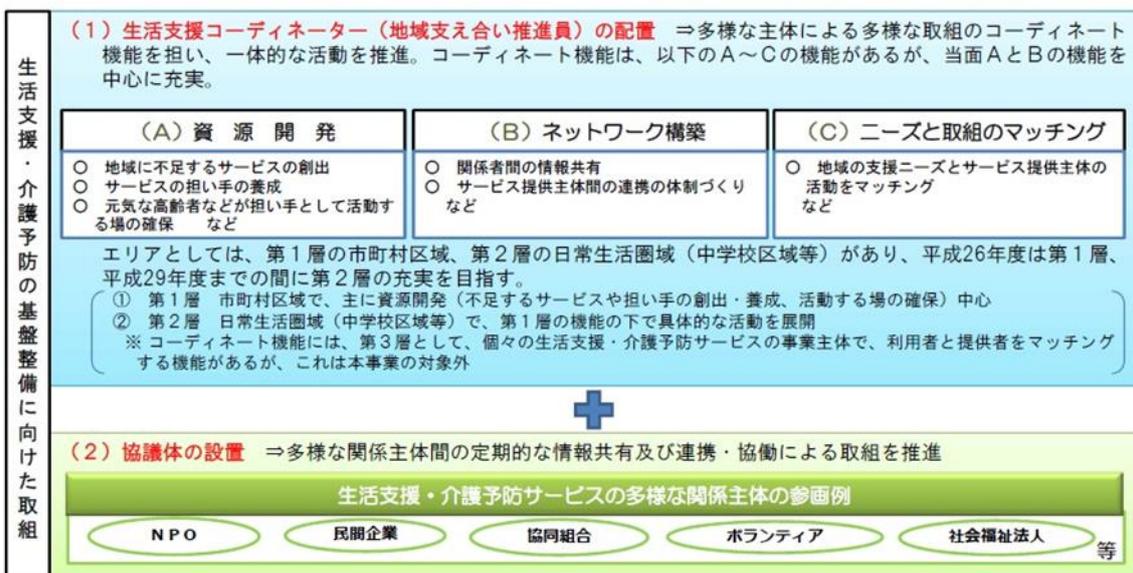
また判断能力が低下している高齢者に対し、成年後見制度利用支援事業(前述)の活用や、小樽・北しりべし成年後見センター等との連携などで、成年後見制度の利用を促進してまいります。また、赤井川村社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業をはじめとした、各種事業の活用について、情報提供してまいります。

2 住民が主体的に取り組む生活支援・介護予防の推進

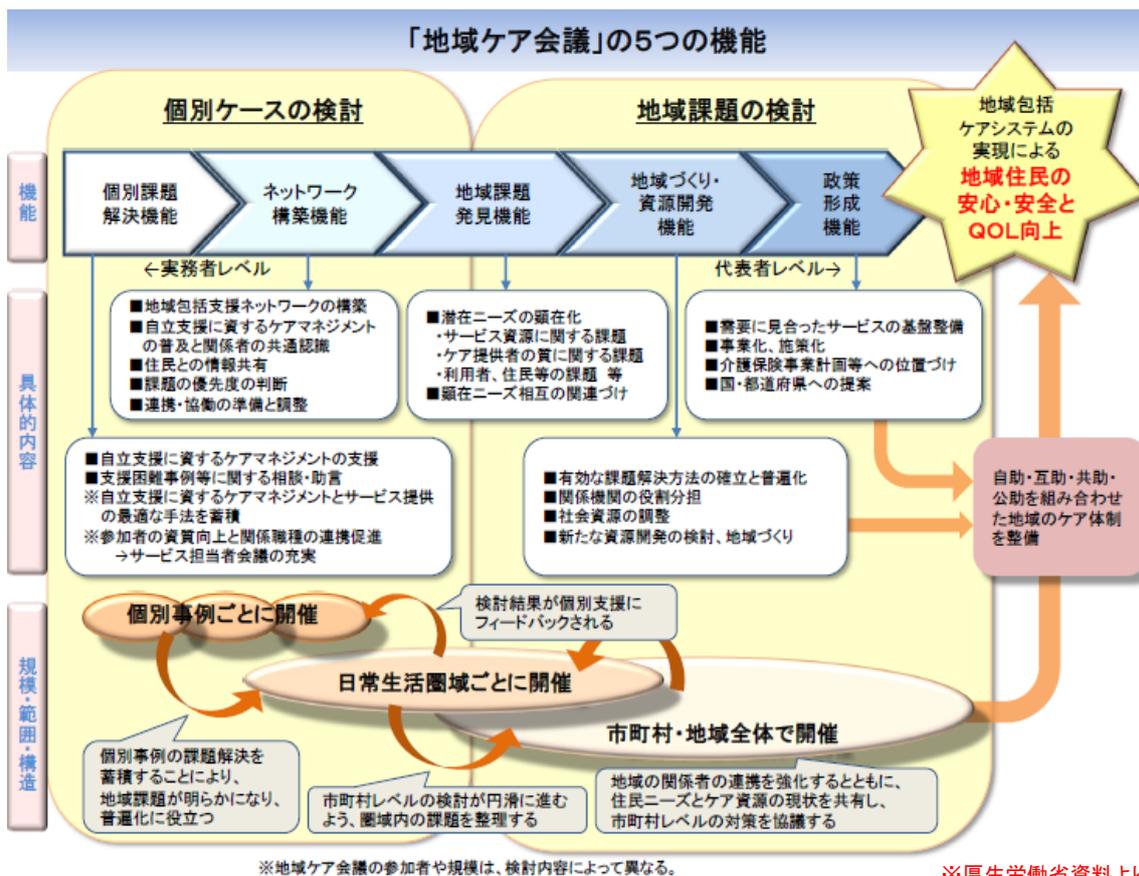
平成30年度の介護保険改正においても、自立支援や介護状態の重度化を防止するため、リハビリテーションの充実等、一層の介護予防への取り組みを推進することとされています。

赤井川村では前期計画同様、2025年に向けた地域包括ケアシステムの仕組みづくりへ更なる進化・深化を進めます。またその推進においては、住民が主体的にその仕組みづくりを担っていくことが必要となります。村としては、地域を知り、地域づくりやサポートの担い手となる人材の発掘を進めます。そして将来的には、地域課題を集約し、村全体で支援する仕組みづくりを進めていきます。

また前期計画中に推進してきました地域ケア会議について、今後も運営してまいります。



※厚生労働省資料より



3 高齢者移送の体制整備

現在村の公共交通機関は路線バスとタクシーが1社1台です。また介護保険の認定を受けている要介護高齢者は、訪問介護によるケア輸送が利用することができ、村内外の訪問介護事業者がそれを担っています。またそれに依らない住民は赤井川村社会福祉協議会の移送サービスを利用して移動しています。しかし、必ずしも村内外の移動手段が充実しているとは言えず、移動体制の安定的確保が課題となっています。

村では、障がい者の移送を含めた、移送手段の確保について、今期計画の中に体制を整備すべく着手いたします。

4 世代間交流と情報発信の充実

アンケートの中で、若い世代や5歳以上の世代との交流が「ある」との回答が多数見られたものの、「ない」と答えた回答も一定数みられ、自分の将来像を想像する場面が少ない状況にあることが見受けられました。また村が取り組んでいる事業や施策について、「知らない」と答えた事業も複数みられました。

村の取り組みとして今後、年齢を重ねることによって見られる心身の状態変化を理解してもらえようような講話や講演会などを企画・検討してまいります。また他世代交流のひとつである悠楽学園大学の取り組みについても、活動内容を住民

にわかりやすいように情報発信をしてまいります。

また村が取り組んでいる事業について、住民に向けて情報発信を行います。

5 介護サービス事業所の運営について

現在、赤井川村では介護保険における、介護サービス事業所を運営(通所介護、訪問介護、居宅介護支援)しております。将来的に効率的な運営を図るため、外部委託も含めた運営のあり方について、本計画中に検討をしてまいります。

赤井川村高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱

平成21年3月19日

訓令第11号

(目的)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく赤井川村高齢者保健福祉計画の策定に関し、幅広い関係者の参画により、地域の特性に応じた事業計画を策定するため、赤井川村高齢者保健福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、高齢者保健福祉に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 赤井川村高齢者保健福祉計画策定等に関する事。
- (2) 赤井川村高齢者保健福祉計画評価等に関する事。
- (3) 村が実施する高齢者保健福祉事業に関する意見聴取等に関する事。
- (4) 後志広域連合から介護保険に係る意見聴取等に関する事。
- (5) その他、委員長が必要と判断する事項に関する事。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) その他、村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護保険課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第7期赤井川村高齢者保健福祉計画
平成30年3月

発行 赤井川村
〒046-0501
北海道余市郡赤井川村字赤井川318番地1
赤井川村健康支援センター
電話 (0135) 35-2050
編集 赤井川村保健福祉課